

令和 年度 上場株式等の所得に関する住民税申告不要等申出書  
(上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等の課税方式選択用)

長崎市長宛 令和 年 月 日提出	整理番号
住所	電話番号
フリガナ	生年月日
氏名	

1 所得税（確定申告）で申告した（予定含む）上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等

			個人住民税の源泉徴収税額 (配当割額又は株式等譲渡所得割額)
上場株式等の配当所得等	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	
上場株式等の譲渡所得等	分離課税分	円	円

※ここに記載する上場株式等の配当所得等・譲渡所得等は、所得税 15.315%（復興特別所得税含む）及び住民税 5%の合計 20.315%の税率であらかじめ源泉徴収されているものです。（所得税 20.42%のみが源泉徴収されているものは対象外となります。）

2 市民税・県民税での課税方式 どちらか該当する□に✓を入れてください。

<input type="checkbox"/> 申告不要	上表の確定申告した（予定含む）上場株式等の所得について、市民税・県民税では <u>すべて申告不要を選択</u> します。		
-------------------------------	--	--	--

<input type="checkbox"/> 申告する	上表の確定申告した（予定含む）上場株式等の所得について、市民税・県民税では <u>次のとおり申告します</u> 。			
	所得の種類	課税方式	所得金額	個人住民税の源泉徴収税額（配当割額又は株式等譲渡所得割額）
	上場株式等の配当所得等	総合課税分	円	円
	上場株式等の譲渡所得等	分離課税分	円	円

3 添付書類

- (1) 市民税県民税申告書
- (2) 確定申告書の本人控えの写し
- (3) 特定口座年間取引報告書・上場株式配当等の支払通知書等の個人住民税（市・県民税）の源泉徴収税額が確認できる資料の写し
- (4) 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除明細書（上場株式等に係る譲渡損失があるかたで、個人住民税（市・県民税）で繰越控除を受けようとするかたのみ提出が必要です。）

＜裏面に注意点を記載しております。＞

## 〈注意点〉

- ・所得税と個人住民税（市・県民税）において異なる課税方式を選択する場合は、当該年度の申告期限（3月15日）までに市民税県民税申告書とともに本書の提出が必要です。ただし、期限後であっても、納税通知書が送達される前に提出されたものは有効となります。
- ・申告不要を選択した場合、配当控除、配当割額控除及び株式譲渡所得割額控除は適用されません。
- ・源泉徴収口座に受け入れた上場株式等に係る配当等は同一口座内の上場株式等の譲渡所得等と損益通算ができ、その口座ごとに申告不要を選択できます。

また、源泉徴収口座内の譲渡所得等と同一口座内の配当所得のいずれかのみを申告することができますが、源泉徴収口座内の譲渡損失を申告する場合には、同一口座内の配当所得の金額を併せて申告する必要があります。

- ・所得税において上場株式等に係る譲渡損失を申告し、個人住民税（市・県民税）において申告しないことを選択した場合、繰越控除は翌年度以降の個人住民税（市・県民税）の計算に適用できません。
- ・総合課税や分離課税を選択した場合は、合計所得金額や総所得金額等に算入され、扶養判定や、国民健康保険税、介護保険料等に影響が出る場合がありますので、ご注意ください。

## 〈参考：選択できる課税方式〉

種類		選択できる課税方式		
		所得税	個人住民税 (市・県民税)	
上場株式等の配当等	大口株主等が支払を受けるもの以外	1 申告不要 2 総合課税 3 申告分離課税		
	大口株主等が支払を受けるもの	総合課税 (申告不要対象外)		
非上場株式の配当等	少額配当以外	総合課税	総合課税 (申告不要対象外)	
	少額配当	1 申告不要 2 総合課税		
特定公社債等の利子所得等		1 申告不要 2 申告分離課税		
上場株式等の譲渡所得等（特定口座のうち源泉徴収口座）		1 申告不要 2 申告分離課税		
上場株式等の譲渡所得等（一般口座・特定口座のうち簡易口座）		申告分離課税 (申告不要対象外)		
一般株式等の譲渡所得		申告分離課税 (申告不要対象外)		

※大口株主等とは発行済株式の総数等の3%以上に相当する数又は金額の株式等を有する個人